

アスベスト除去等工事安全対策チェックリスト

R3.7 公共施設版

工事名			
建物名称		建物所在地	
施設管理者		工事発注者	
		元請業者 (受注者)	

【工事前の措置】

チェック欄 (日付・チェック者名を記入)			内容
施設管理者	工事発注者	元請業者	
年/月/日 氏名	年/月/日 氏名		① 工事は施設利用者（学校であれば児童・生徒等）のいない余裕をもった時期・期間に実施するよう計画していますか。ただし、休止不可能な施設については、事故が発生した場合でもアスベストのばく露が起きない二重・三重の対応を計画に盛り込んでいますか。
/ /	/ /	/ /	② 事前調査結果・届出事項の説明をしましたか（受けましたか）。
/ /	/ /	/ /	③ 特定粉じん排出等作業の方法等を下請負人に説明をしましたか。
/ /	/ /	/ /	④ 事前に、施設管理者、工事発注者、元請業者等（以下「工事関係者」という）は、現場に関する情報を収集・整理し、想定されるリスクを洗い出し、相互に協議し、解決策又は事前の対応策を定めていますか。
/ /	/ /	/ /	⑤ 緊急時における工事関係者及びアスベスト工事を所管する機関（※）及び消防署、警察署の連絡先並びに措置内容を定めていますか。 ※県環境センター、労働基準監督署等
/ /	/ /	/ /	⑥ 工事期間、工事内容、安全対策等必要な事項について、工事関係者の間で役割分担を定め、周辺住民等関係者全員に周知を図りましたか。 ※例 工事関係者：施設管理当局（学校の例：学校、教育委員会）、発注担当部局、元請業者の担当者が所属する部署職員 周辺住民等関係者：施設利用関係者（学校の例：学校職員、児童・生徒、保護者等）及び周辺住民
/ /	/ /	/ /	⑦ 工事関係者毎に工事責任者を置き、責任者は、その決められた役割を履行し、本チェックリストに記録を残すこととしていますか。
(コメント欄)			

【前処理時の確認事項】

チェック欄 (日付・チェック者名を記入)			内容
施設管理者	工事発注者	元請業者	
/ /	/ /	/ /	⑧ 特に次の点を重点的に説明を行いましたか（受けましたか）。 ○ プラスチックシート（養生シート）の張り方 ・ 接着状況、扉、窓、換気口、空気吹き出し口等の目張り、セキュリティームとの接続状況、悪天候時の対応 ○ 集じん・排気装置 ・ 適正に稼働するか、計画どおりの配置か ○ 工事中の留意事項に関する確認方法 ○ 届出時の指導事項
/ /	/ /	/ /	⑨ 石綿障害予防規則に基づき立入禁止区域を設定し、明示していますか（説明を受けましたか）。
/ /	/ /	/ /	⑩ 施設の閉鎖等、立入禁止区域に人が出入りできない措置をとっていますか。
/ /	/ /	/ /	⑪ 周辺住民からも見やすい箇所に作業実施期間、特定粉じん排出等作業の方法、事前調査の結果等を示した掲示板を設置していますか（説明を受けましたか）。
(コメント欄)			

アスベスト除去作業に入る前の、準備が完了した段階で、施工業者から、作業の手順、準備が確実に実施されたことの説明を受けるとともに、次頁の「除去作業中の留意事項」について確認を行っておくことが重要です。

【除去等作業中の留意事項】 < 回目 >

チェック欄 (日付・チェック者名を記入)			内容
施設管理者	工事発注者	元請業者	
/ /	/ /	/ /	⑫ 人が出入りできない措置について、継続されていることを確認しましたか。
/ /	/ /	/ /	⑬ 作業基準 (○及び●) を遵守して工事を実施するとともに、その履行状況を工事関係者に説明しましたか (受けましたか)。 【特定建築材料を掻き落とし、切断、破碎の方法により除去する場合】
/ /	/ /	/ /	○ 作業場の隔離、前室の設置 ・養生シートのつなぎ面からアスベストがもれることのないよう、養生テープの状態を確認しましょう。
/ /	/ /	/ /	○ 作業場及び前室を負圧に保ち、HEPAフィルタを付けた集じん・排気装置の使用
/ /	/ /	/ /	● 集じん・排気装置の稼働確認 ・ (初めて特定建築材料の除去を行う日の除去開始前に) 集じん・排気装置が正常に稼働することを確認しましょう。
/ /	/ /	/ /	● 作業場及び前室の負圧確認 ・ (特定建築材料の除去を行う日の除去開始前及び中断時に) 差圧計や警報の設置等により、作業場及び前室が負圧になっていることを確認しましょう。
/ /	/ /	/ /	○ 除去する特定建築材料の薬液等による湿潤化
/ /	/ /	/ /	● 集じん・排気装置の稼働確認 ・ (初日除去開始直後、集じん・排気装置の移動時、フィルタ交換時、その他必要がある場合に) 集じん・排気装置の排気口において、粉じん測定器により、集じん・排気装置が正常に稼働していることを確認しましょう。
/ /	/ /	/ /	● 除去後、隔離 (又は養生) を解く前に除去部分への薬液等の散布、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理
/ /	/ /	/ /	○ 作業の実施状況の記録 ・ 作業の実施状況及び●の作業基準を確認した年月日、方法、結果、確認者氏名等を記録し、特定工事が終了するまで保管しましょう。
/ /	/ /	/ /	○ 作業の実施状況の記録 ・ 作業の実施状況の記録を記録し、特定工事が終了するまで保管しましょう。
/ /	/ /	/ /	⑭ 作業が計画に基づき適切に行われていることを確認しましたか。
/ /	/ /	/ /	⑮ 敷地境界等で石綿濃度を測定しましたか。
(コメント欄)			

工事期間が長期の場合、複数回の確認が必要です。
環境センターでは、工事の各段階で大気汚染防止法に基づく立入検査を実施します。この検査と併せて、施設管理者及び工事発注者は、立ち会いを実施し、元請業者から説明を受け、チェックシートを記載することも有効です。

【除去作業終了時の確認事項】

チェック欄 (日付・チェック者名を記入)			内容
施設管理者	工事発注者	元請業者	
/ /	/ /	/ /	⑯ 取り残しがないこと等の確認を適切に行うために必要な知識を有する者 (※) に、当該確認を目視により行わせましたか。 ※石綿作業主任者、事前調査の知識を有する者
/ /	/ /	/ /	⑰ 廃棄物を適正に搬出しましたか。
/ /	/ /	/ /	⑱ 隔離を解く前に作業場内の石綿濃度が問題ないレベルであることを確認しましたか。
/ /	/ /	/ /	⑲ 発注者に対し、作業結果を書面で報告しましたか (報告を受けましたか)。
/ /	/ /	/ /	⑳ 周辺住民等関係者に対し、工事の完了を報告しましたか。
/ /	/ /	/ /	㉑ 作業に関する記録を作成し、発注者への報告書面の写し及び記録を保存しましたか (3年間)。
(コメント欄)			

【参考】

- 1 詳細な確認事項等については「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)を参照願います。
https://www.env.go.jp/air/asbestos/full001_1.pdf
- 2 廃棄物の処理については「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(環境省環境再生・資源循環局)を参照願います。 <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/manual3.pdf>